

令和〇年〇月〇日

山梨県教育委員会 様

(申請者)

氏名 株式会社〇〇商事
代表取締役 山梨太郎
住所 甲府市丸の内〇〇〇

博物館に相当する施設の指定申請書

博物館法第31条第1項の規定により、次の施設を博物館に相当する施設として指定されるよう申請します。

事項	記載欄
設置者の名称	株式会社〇〇商事 代表取締役 山梨太郎
設置者の住所	甲府市丸の内〇〇〇
博物館の名称	〇〇商事美術館
博物館の所在地	甲府市貢川〇〇〇

(添付書類)

①公立・私立博物館双方

- ・開館日数が確認できるカレンダー
- ・基準適合状況調書（別紙1）

②公立博物館の場合

- ・地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例
- ・地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書

③私立博物館の場合

- ・法人登記事項証明書（設置者が法人であることを証明するための書類）
- ・博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証明する収支計画書等
- ・博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類（別紙2）
- ・博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類
- ・博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類（別紙3）

(別紙 1)

基準適合状況調書

当館における博物館法施行規則第 24 条第 1 項第 2 号から第 5 号までの基準への適合状況は次のとおりです。

(指定施設の体制に関する基準)

基準	記載欄
1 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館法第 31 条第 1 項の規定による指定を受けた施設を運営する体制	方針が記載された書類及び方針の公表状況がわかる書類（方針を記載した HP の該当ページを印刷したものや方針が記載された館案内リーフレット等）を提出すること ※上記資料等がない場合は、左記の基準の適合状況を記載すること (記載例) 当館は、作家〇〇の作品の収集、保管、展示、調査研究、今日普及活動等の実施を基本的な運営方針として定めている（基準は年報や当館 HP 等に掲載することにより広く公表）。 当該基準に基づき、教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献できるように、専門の学芸員を配置するとともに、各種展覧会や教育普及講座などの年間行事を企画するなど運営体制を整えている。
2 基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制	方針が記載された書類及び方針の公表状況がわかる書類（方針を記載した HP の該当ページを印刷したものや方針が記載された館案内リーフレット等）を提出すること ※上記資料等がない場合は、左記の基準の適合状況を記載すること (記載例) 〇〇に関する作品の実物、文献、図表、フィルム等につき収集。画廊等からの購入はもちろん、関係者からの寄贈・寄託、一般の方からの情報提供等幅広い収集体制を整えている。
3 資料の収集及び管理の方針に基づき、所属する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制	資料目録を提出すること。 ※資料等がない場合は、左記の基準の適合状況を記載すること

	<p>(記載例)</p> <p>収蔵資料は温湿度管理された収蔵庫にて保存・管理するとともに、「収蔵品管理システム」によりデータベース化(登録資料〇点)し、効率的に活用する体制を整えている。</p>
<p>4 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制</p>	<p>事業実績・事業計画がわかる書類(特別展や事業案内リーフレット等)を提出すること。</p> <p>※上記資料がない場合は、左記基準の適合状況を記載すること。</p> <p>常設展概要 特別展「〇〇」〇年〇月〇日～〇月〇日</p>
<p>5 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制</p>	<p>※調査研究の実績・計画がわかる書類(HPの該当ページを印刷したものや調査報告書、研究紀要等)を提出すること。</p> <p>※上記資料がない場合は、左記基準の適合状況を記載すること。</p> <p>(記載例)</p> <p>作家〇〇〇〇を中心とした作品の調査・研究を〇年度から実施。その成果として報告書「〇〇〇〇」を刊行。作品の調査・研究は、専門の学芸員を配置し、実施する体制を整えている。</p>
<p>6 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制</p>	<p>※事業実績・事業計画がわかる書類(HPの該当ページを印刷したものや事業案内リーフレット等)を提出すること。</p> <p>※上記資料がない場合は、左記基準の適合状況を記載すること。</p> <p>(記載例)</p> <p>小・中学生、一般を対象とした絵画講座を年〇回実施。講座は学芸員を中心に、専門知識を有する館スタッフが企画・運営。館内研修室を中心に、館周辺の自然の中でのフィールドワークなども実施している。</p>
<p>7 館長、学芸員に相当する職員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修その他の研修に職員が参加する機会の確保</p>	<p>研修の実績・計画がわかる書類を提出すること。</p> <p>※上記資料がない場合は、左記基準の適合状況を記載すること。</p> <p>(記載例)</p> <p>※職員に対し、文化庁や日本博物館協会等が開催する研修会への参加を促している。</p>

(指定施設の職員に関する基準)

基準	記載欄
1 基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること	館長 山梨〇〇 ※館長履歴を添付する
2 学芸員に相当する職員が置かれていること	学芸員 〇〇〇〇 ※学芸員資格取得証明書、単位修得証明書、学芸員に相当する職務の履歴等を添付する
3 基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること	事務員 〇〇 ※組織図、職員名簿等があれば、当該書類を提出すること。

(指定施設の施設及び設備に関する基準)

基準	記載欄
1 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること	施設の概要、室別面積がわかる書類、配置図、平面図を提出すること。 ※上記資料がない場合は、左記基準の適合状況を記載すること。
2 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること	防災及び防犯対策がわかる書類を提出すること。 ※上記資料がない場合は、左記基準の適合状況を記載すること。 (記載例) 自動熱探知機、自動煙探知機、消火栓及び消化器の設置。 夜間は警備会社のセキュリティシステムにより警備。
3 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること	施設の利用案内 (HP の該当ページを印刷したものやリーフレット等) を提出すること。 ※上記資料がない場合は、左記基準の適合状況を記載すること。 (記載例) 災害時には、館内放送と職員の誘導により利用者を避難。避難訓練を年1回実施。 AED(自動体外式除細動器)設置。
4 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用する	施設の利用案内 (HP の該当ページを印刷したものやリーフレット等) を提出すること。

<p>ための配慮がなされていること</p>	<p>※上記資料がない場合は、左記基準の適合状況を記載すること。 (記載例) バリアフリースイールの設置。 車いす使用者専用駐車場の確保。 受付に筆談具を設置。</p>
-----------------------	--